

徳島県都市計画審議会について

- 徳島県都市計画審議会条例 P 1
- 徳島県都市計画審議会及び常務委員会運営規則 P 3
- 徳島県都市計画審議会公開要綱 P 6
- 徳島県都市計画審議会及び常務委員会運営規則
第 7 条第 1 項ただし書きの規定により非公開審
議に該当するとする議決について P 8

徳島県都市計画審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条第3項の規定に基づき、徳島県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員、市町村の長を代表する者、徳島県議会の議員及び市町村の議会の議長を代表する者のうちから、知事が任命する。

3 学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人をおくことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、知事が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、学識経験のある者のうちから任命された委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(常務委員会)

第6条 審議会は、常務委員会を置くことができる。

- 2 常務委員会は、審議会の委任を受けその権限に属する事項で軽易なものを処理する。
- 3 常務委員会は、会長の指名した委員7人以内をもって組織する。
- 4 前条の規定は、常務委員会の議事について準用する。

(幹事)

第7条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(雑則)

第8条 前項及びこの条例に定めるもののほか、審議会及び常務委員会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則

この条例は、都市計画法の施行の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 2 この条例は、平成17年9月1日から施行する。

徳島県都市計画審議会及び常務委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島県都市計画審議会条例（昭和44年徳島県条例第25号）第8条の規定に基づき、徳島県都市計画審議会（以下「審議会」という。）及び常務委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集する場合には、あらかじめ審議事項、開会の期日及び場所等を定めて開会の日前5日までに委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(参集)

第3条 委員は、会長の招集に応じ、その通知した期日に指定の議場に参集しなければならない。

2 会議中に参会した委員は、議長に申告して着席するものとし、会議中に事故その他やむを得ない理由のため退席しようとする委員は、議長の承認を受けて退席しなければならない。

(代理出席)

第4条 関係行政機関の職員のうちから任命された委員は、止むを得ない理由があるときは、当該委員が委任する当該機関の職員を会議に出席させることができる。

(議長)

第5条 審議会の会議の議長は、会長をもって充てる。

(審議会の開閉等)

第6条 審議会の開閉は、議長が宣言する。

2 会議の時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、審議会の議決により、又は議長において必要があると認め、かつ審議会に宣言することにより、繰上げ又は延長することができる。

3 議長が開議を宣言する前、又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣言した後は、何人も議事について発言することができない。

4 開会予定時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定数に達しないときは議長は、延会を宣言することができる。

5 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、委員の退席を禁止することができる。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、会議を公開しない旨の議決をしたときは、この限りでない。

一 徳島県情報公開条例（平成13年3月27日条例第1号）第8条各号に該当すると認められる情報を含む事項を審議する場合

二 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると認められる場合

2 会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

(動議等)

第8条 動議は、2人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

- 2 修正意見の提出があったときは、その提出の順序により当該修正意見を提出した委員をして説明させるものとする。

(議題の宣告等)

第9条 議長は、開会に先だって諸般の報告をするものとする。

- 2 会議に付する事件を議題とするときは、その旨を宣言する。

(議案の朗読、説明、質疑等)

第10条 議長は、その指名する幹事、書記をして議案の朗読及び説明をさせるものとする。ただし、議長は、議案の内容によりその全部又は一部の朗読及び説明を省略させることができる。

- 2 議長は、前項の議案説明に関し、委員から質疑又は質問があったときは、幹事をして答弁させるものとする。

(討論及び表決)

第11条 議長は、前条の質疑が終ったときは討論に付し、その終結の後採決をしようとするときは、その議題を宣言するものとする。

- 2 委員は、前項の宣言があった後は、その議題について発言することができない。
- 3 可否を決する方法は、口頭及び起立の二種とし、当該議題にいずれの方法を用いるかは議長が定める。
- 4 議長は、可否の結果を宣言する。

(発言の許可等)

第12条 委員は、発言しようとするときは、自己の氏名を称え、議長の許可を受けなければならない。

- 2 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者を発言させ、なるべく交互に指名して発言させなければならない。
- 3 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。議長は発言が前段の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

(会議録)

第13条 議長は、会議録を調整し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

(会議録署名委員)

第14条 会議録に署名する委員は、2人とし、議長が会議の初めにおいて指名する。

(常務委員会)

第15条 条例第6条第3項の規定による委員の指名は、条例第2条第2項の委員のうちから指名するものとする。

- 2 第2条から第14条までの規定は、常務委員会の運営について準用する。

(常務委員会への委任)

第 16 条 審議会が常務委員会に委任する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 都市計画法施行規則第 13 条に規定する都市計画の変更又はこれに準ずるもの
- 二 住宅地区改良法第 4 条の規定による改良地区の指定に関する事項
- 三 土地改良法第 125 条の 2 の規定による事務
- 四 建築基準法第 51 条ただし書の規定による位置の許可に関する事務

(雑則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、審議会及び常務委員会に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この規則は、昭和 44 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 50 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 14 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

徳島県都市計画審議会公開要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、徳島県都市計画審議会及び常務委員会運営規則第7条第2項の規定に基づき、会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の開催の周知）

第2条 周知の方法は、徳島県のホームページへの掲載等により行うものとする。

2 周知の内容は、会議の名称、日時、場所、議題、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

（傍聴人の申出等）

第3条 傍聴を希望する者は、会議の当日、会議の開会予定時刻の1時間前から30分前までに、会場の受付に申し出なければならない。

2 傍聴の受付は、先着順により行い、申出者が定員を超える場合は、会議の開会前に抽選により決定する。

3 傍聴人とは、前号により決定した者をいう。

（傍聴人の定員等）

第4条 傍聴人の定員は15人以内とし、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

（会場へ入場できない者）

第5条 次に掲げる者は、会場に入場することができない。

- 一 酒気を帯びていると認められる者
- 二 異様な服装をしている者
- 三 凶器その他危険物と認められる物品を携帯し又は獣類を連れた者
- 四 傘、幟、標識、ビラ、看板、鉢巻、その他これらに類するものを携帯した者
- 五 その他審議を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席にあつては次の事項を遵守しなければならない。

- 一 会議における言論への批判、可否の表明、拍手などをしないこと
- 二 帽子、外套の類を着用しないこと
- 三 許可なく写真やビデオの撮影、録音などをしないこと
- 四 私語、談論、放歌、高笑いなどをしないこと
- 五 ポケベル、携帯電話などを使用しないこと
- 六 みだりに席を離れないこと
- 七 飲食又は喫煙をしないこと
- 八 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱したり議事の妨害となるような行為をしないこと

（係員の指示）

第7条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

（傍聴人の退場）

第8条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- 一 会長が非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき
- 二 傍聴人が規定に違反し、会長が退場を命じたとき

2 前項第2号の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会場に入ることはできない。

（報道関係者の取扱）

第9条 徳島県県政記者クラブ及び民放記者クラブに加盟する社の記者並びに徳島県地方新聞協会加盟社のうち日刊紙を発行する社の記者（以下「報道関係者」という。）は、第3条及び第4条の規定に関わらず、公開の会議を傍聴することができる。

2 第6条から第8条までの規定は、報道関係者が会議を傍聴する場合に準用する。ただし、報道関係者は、第6条第3号の規定に関わらず、議案の審議に入る前までに限り、写真やビデオの撮影、録音などを行うことができる。

（会議資料等の閲覧）

第10条 公開した会議の会議資料等は、閲覧に供する。

（その他）

第11条 その他この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

徳島県都市計画審議会及び常務委員会運営規則第7条第1項ただし書きの規定
により非公開審議に該当するとする議決について

平成14年5月1日
徳島県都市計画審議会議決

- 一 土地区画整理法第55条第3項、第69条第3項及び第71条の3第6項の規定に基づき、利害関係者から提出された事業計画等に関する意見書の写しを配布して審議をする場合。
- 二 予備審査、運営に関する審議をする場合。